

墨田区消費者ニュース

令和6年8月発行 第213号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



水の事故は7月から8月の2か月間に 年間事故件数の半数が発生

猛暑の夏、今年もすでに海やプールなどでの水の事故のニュースが報道されています。



子どもから目を離さない

海や川で遊ぶときはライフジャケットを着用させて、保護者が子どもから目を離さないことが大原則です。

自宅のお風呂でも溺れる

水の事故は、プールや海、川だけでなく、水量の少ない、自宅のビニールプールやお風呂などでも起きます。

子どもは溺れるときに、音も立てずに静かに溺れてしまいますので、自宅で水遊びをするときも、保護者が子どもから目を離さないことが大事です。

アームリング付き浮き具による事故に注意

今年5月、国民生活センターは「アームリング付き浮き具」による事故の注意喚起をしました。

左右のアームリングと胸部の浮き具が一体となっているもので、インターネット通信販売等で販売されています。(これはライフジャケットではありません。)



浮き具部分が前側に来るように着用

事例では、浮き具部分を背中側にしてしまい、顔が水の中に埋もれてしまい溺れてしまいました。

(「説明書」の注意書きが英語のみが多いようなので、注意しましょう。)

溺れた時の対処方法

意識の有無を確認する。

意識がなければ人を呼んで119番に通報し、救急隊を呼ぶ。

救急隊が到着するまで、心臓マッサージと人工呼吸を絶え間なく行う。

消費者センター相談窓口から

ネットで探した害虫駆除に関する 相談が急増しています

【相談事例】

深夜にゴキブリが出たので、ネットで駆除業者を検索した。ホームページに「500円～24時間対応、出張費・見積り・深夜料金0円」と書かれた業者に電話し作業を依頼した。訪れた業者から「深夜料金を1匹5000円かかる。巣がある可能性がある。再発対策をしたほうが良い」と言われ、ゴキブリ駆除と再発対策作業を依頼すると部屋の外に出るよう言われた。作業後18万円の契約書を見せられた。すぐ支払うよう言われたが、現金の持ち合わせが無く後日支払う約束をした。思いのほか高額だったためクーリング・オフしたい。

【アドバイス】

この事例は訪問販売に該当しクーリング・オフが可能と考えられ、文書で契約解除を通知するよう助言し、相談者が業者にハガキを送付しました。

センターから業者に連絡しクーリング・オフによる契約解除を求めたところ、「作業は済んでいるため契約解除には応じられない。」との回答でした。契約者には、法律に則って契約解除通知を送付しており、支払う必要が無いことを説明しました。

クーリング・オフが可能な契約であっても、業者が法律を理解しておらず対応されないことが多く、既に支払っていて返金されない事例も多く見受けられます。

安心して依頼できる業者の情報を集めておくとよいでしょう。

害虫が突然出てきても、できる限り慌てずに本当に緊急を要するものなのか冷静に考えましょう。

市販のゴキブリ殺虫剤を準備しておくなど、いざというときに備えましょう。



すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

